

### 議題3

### 年度末剰余金の処分について

年度末剰余金の処分については定款第 60 条に規定があります。令和5年度設立時最初の決算において一般会計の年度末剰余金は約 1250 万円となります。この剰余金を積立金特別会計として組入れたく提案いたします。

#### 【提案の理由】

収支予算作成にあたり、必要な事業に要する必要な金額を適正に措置することができるため。

#### 【参考】

##### 定款

第60条 年度末において剰余金を生じたときは、理事会、及び社員総会の決議を経てその全部若しくは一部を翌年度に繰越すかまたは積立金特別会計として組入れるものとし、剰余金の分配は行わない。理事長は社員総会の審議に付す前に、評議員会の意見を聞かなければならない。